

令和5(2023)年度諮問(一)第9号
令和6(2024)年度答申(一)第6号

「生活保護法に基づく生活保護費返還決定処分に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

芳賀福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和〇（〇〇）年〇月〇日付けで行った生活保護法（昭和25年法律144号。以下「法」という。）第63条の規定による生活保護費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は妥当ではなく、本件処分を取り消すべきである。

第2 諮問事案の概要

- 1 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人は、生活保護開始前の受診に起因する審査請求人の高額療養費の還付金収入（以下「本件還付金収入」という。）10,800円を受領し、処分庁に対して同月〇日に収入申告した。
- 2 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人の次男（以下「次男」という。）は、農業協同組合（以下「農協」という。）で季節労働を開始した旨を処分庁に報告した。同年〇月〇日、次男は、農協での就労収入（以下「本件就労収入」という。）に係る同年〇月分及び〇月分の給与明細及び収入申告書を処分庁に提出した。
- 3 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人は、次男の同年〇月分の給与明細を処分庁に提出した。処分庁は、審査請求人に今後も次男の就労収入が見込まれることから、同年〇月〇日付けで保護廃止となる可能性と法第63条の規定に基づき保護費の返還を求めるとを伝えた。同日、次男は、処分庁に対し返還に納得できない旨を連絡した。
- 4 令和〇（〇〇）年〇月〇日、次男は、フォークリフトの資格取得に係る講習料を支払った旨を処分庁に報告した。
- 5 令和〇（〇〇）年〇月〇日、処分庁は、次男の同年〇月以降の就労が未確定であることから、審査請求人世帯について同年〇月〇日から同年〇月〇日まで保護停止とした。同年〇月〇日、処分庁は、次男に過支給となった保護費の返還を求めるとについて説明したものの納得は得られなかった。
- 6 令和〇（〇〇）年〇月〇日、次男は、同年〇月分の収入申告書、同年〇月分の給与明細書及び審査請求人の老齢厚生年金の同年〇月分以降の増額改定に係る通知を、処分庁に提出した。

- 7 令和〇(〇〇)年〇月〇日、次男は、フォークリフトの講習費用に係る挙証資料と同年〇月分の収入申告書を処分庁に提出した。同月〇日、審査請求人は、同年〇月〇日付けで生活保護辞退届を提出したい旨を処分庁に連絡した。処分庁は辞退届に基づく生活保護の廃止については遡及することはできない旨を説明するも、審査請求人の納得は得られず、審査請求人は、同年〇月〇日付けで辞退届を提出した。
- 8 令和〇(〇〇)年〇月〇日、処分庁は、本件還付金収入10,800円、審査請求人の受給する老齢厚生年金の増額改定により生じた差額収入（以下「本件年金差額収入」という。）816円及び本件就労収入449,583円の計461,199円からフォークリフトの資格取得に係る講習費用等の必要経費を減じた415,873円が過支給になっているとして本件処分を行った。
- 9 審査請求人は、本件処分について納得がいかないとして、令和3(2021)年3月12日付けで審査請求を提起した。
- 10 審査庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、令和5(2023)年7月31日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由を要約すると以下のとおりである。

- (1) 自分たちは、処分庁からの求めに応じて収入等生活の状況を詳細に報告した。
- (2) 保護費の返還が生じる場合があることを知らされた後、どの程度の収入があれば保護が廃止となるのかを処分庁に再三聞いたが、回答してもらえなかった。
- (3) 処分庁は、次男が就労を開始した時点で、数日働けば保護費の返還が発生することは容易に判断し得た。
- (4) 処分庁が生活保護制度における収入認定の仕組みについて詳しく教えてくれたら本件処分の415,873円という返還金は発生しなかったはずであり、本件処分は、違法不当である。
- (5) 本件処分のみならず、担当ケースワーカーの仕事全般について不服がある。

2 審査庁

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件処分に違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分に係る関係法令等の規定等について

ア 関係法令の規定

(ア) 世帯単位の原則に係る規定について

法第10条において、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と規定されている。

(イ) 届出の義務に係る規定について

法第61条において、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」と規定されている。

(ウ) 費用返還義務について

法第63条において、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定されている。

イ 国の通知等

法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する法定受託事務であり、法令のほか国の通知等に基づいて行われており、これら国からの通知は、法定受託事務の処理基準と位置付けられている。

(ア) 収入に関する申告及び調査について

生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚

生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第8の1において、以下のとおり規定されている。

「第8 収入の認定

収入の認定は、次により行なうこと。

1 収入に関する申告及び調査

(1) 要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたときのほか、次のような場合に、当該被保護者の収入に関し、申告を行なわせること。

ア 実施機関において収入に関する定期又は随時の認定を行なおうとするとき。

イ 当該世帯の収入に変動のあったことが推定され又は変動のあることが予想されるとき。

(2) 収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること。」

(イ) 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(以下「費用返還通知」という。)の1(1)で、法第63条の規定による費用返還の取扱いについて、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とされ、「次に定める範囲の額」に係る次の規定がある。

「④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

(ア) いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む)

(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた

額

(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額

(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」

(2) 本件処分の妥当性について

ア 法第63条の適用の妥当性について

本件還付金収入、本件年金差額収入及び本件就労収入について、過支給となった保護費を対象として本件処分を行ったことについて違法又は不当な点は認められない。

イ 費用返還の決定について

法第63条の規定による返還額の決定については、費用返還通知1(1)において、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされていることから、対象期間中の収入認定済額と本来収入認定すべきであった額の差が返還額となる。

本件では、本件還付金収入、本件年金差額収入及び本件就労収入の3つの返還事由が生じていることから、最低生活費と支給済みの生活保護費を踏まえた上で返還額を検証したところ、本件処分の返還額と一致した。

(3) まとめ

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(4) 附言

ア 収入認定と要否判定について

本件処分に至った主たる要因は、次男の就労収入である。次男の収入申告時、審査請求人世帯に支給されていた保護費は、最低生活費と年金収入の収入認定額の差額である2万円程度であった。審査請求人世帯における就労収入及び年金収入の収入認定額を合算すれば、最低生活費を大幅に超えることが明らかであったことから、審査請求人世帯の費用返還の負担軽減と自立助長を考慮すれば、次男の収入申告後、速やかな要否判定も検討し得た。

イ 辞退廃止と職権廃止について

審査請求人は、生活保護辞退届を処分庁に提出し、令和〇(〇〇)

年〇月〇日付けで辞退による保護廃止となったが、当該保護廃止に当たり、次男は、処分庁に就労自立給付金について質問している。就労自立支援金は、職権による保護廃止の場合に支給されるものであり、辞退による保護廃止の場合は、支給対象とならない。就労自立給付金は被保護世帯の自立に資するためのものであるから、審査請求人世帯の保護廃止後の生活の安定を考慮すれば、処分庁は職権による保護廃止も検討し得た。

第5 審査会の判断理由

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の妥当性について

(1) 法第63条適用の可否について

本件還付金収入、本件年金差額収入及び本件就労収入については、いずれも収入の認定に時間を要したため、収入発生から収入認定までの期間、生活保護費に過支給が生じている。

したがって、過支給となった生活保護費について、法第63条を適用し、返還を求めたことに違法又は不当な点は認められない。

(2) 返還額の妥当性について

ア 費用返還に関する規定について

上記第4の2(1)イ(イ)のほかに、費用返還通知1(1)において、返還額からの控除が認められる「次に定める範囲の額」については、以下の規定がある。

「⑥ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。

なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額が

ない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。

そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。』

イ 返還額の決定過程について

(ア) 自立更生経費の控除について

本件では、本件還付金収入、本件年金差額収入及び本件就労収入の3つの返還事由が生じている。また、処分庁から提出された弁明書及びその添付書類によれば、返還額の算定に当たり、自立更生経費として、次男のフォークリフトの資格取得に係る経費を控除している。

しかし、費用返還通知1(1)⑥に規定する「今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額」について、処分庁が、次男のフォークリフトの資格取得に係る経費以外の当該規定に該当する経費の有無等について、具体的な調査及び検討をした事実は、処分庁から提出されたケース記録、返還決定に係る起案書の写し等から確認することはできなかった。

したがって、処分庁は、返還額の決定に当たり、一部の自立更生経費の控除は行っているものの、十分な調査及び検討を行ったとまではいえない。

(イ) 返還対象期間について

審理員意見書(第4の2(4)ア)のとおり、最低生活費と年金収入の収入認定額の差額が2万円程度であり、次男の就労収入と合算をすれば、審査請求人の世帯の収入が最低生活費を大幅に超えることは、処分庁も十分に予測できたと考える。

一方、処分庁は、複数回の指導にもかかわらず、令和〇(〇〇)年〇月〇日以降、同年〇月〇日まで、審査請求人から収入申告書の提出がなかったことを保護費過支給及び要否判定が遅れた要因としている。

しかし、処分庁は、同年〇月から次男が就労し、翌月末には給与明細を受け取ることを次男から既に伝えられていたのであるから、

同年〇月〇日以降、同年〇月〇日に至るまで、審査請求人宅への訪問や連絡をし、放置をしなければ、早期に就労収入の把握及び要否判定ができた可能性が十分にあった。

少なくとも、同年〇月〇日時点において、処分庁は、審査請求人から同年〇月分及び〇月分の収入申告を受け、同年〇月及び〇月の就労の事実、同年〇月までの就労見込みを確認できたのであるから、その時点以降速やかに保護の要否判定を行っていれば、同年〇月〇日から保護の停止又は廃止の措置が可能であった。

こうした状況で行われた本件処分は、審査請求人世帯に対して過剰な負担を強いるものとなった可能性があり、処分庁の生活保護事務に対する不信感を招いたことは否めず、生活保護事務を行う上で不適切な対応であったといえる。

(ウ) 生活保護の廃止手続について

生活保護事務において、生活保護を必要としなくなった場合は、保護の実施機関が職権により保護の廃止を決定し、また、保護は必要であるが被保護者が辞退届を提出した場合は、辞退による廃止として取り扱う運用となっている。

処分庁から提出された資料によれば、本件においては、審査請求人が辞退届提出後、処分庁は生活保護の要否判定を行っており、保護は不要との判定結果になったにもかかわらず、辞退による保護の廃止を決定していることから、本来の運用と異なる処理をしていることが認められた。

上記のとおり、本来の運用と異なる保護廃止手続を行ったことで、就労を契機として保護を必要としなくなった者に支給される就労自立給付金の申請の機会を奪ってしまったといえる。

(3) まとめ

上記(2)イ(ア)のとおり、本件処分は、処分の判断過程において考慮すべき事項を考慮したとはいえず、妥当性を欠くものであり、審査庁は本件処分を取り消すべきである。

また、上記(2)イ(イ)及び(ウ)のとおり、関係規定及び本来の運用に則って適正に事務手続が行われたとは認められない点が見受けられる。

3 結論

以上のことから、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり

判断する。

4 附言

処分庁においては、上記2(2)イ(イ)で示したように、返還額の決定過程において不適切な事務があったことから、今後ケースワーカーへの事務処理に係る指導を徹底するとともに、確認体制の強化等の再発防止を図る必要がある。

また、審査請求から諮問までの期間が長いと言わざるを得ない。審査庁は、今後審査手続を迅速に行うべきである。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 (2023) 年 7 月 31 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 6 (2024) 年 6 月 28 日 (第73回審査会第 1 部会)	・ 事務局から経過概要説明 ・ 第 1 回審議
令和 6 (2024) 年 7 月 26 日 (第74回審査会第 1 部会)	・ 処分庁及び審査庁の意見聴取 ・ 第 2 回審議
令和 6 (2024) 年 8 月 23 日 (第75回審査会第 1 部会)	・ 第 3 回審議
令和 6 (2024) 年 9 月 27 日 (第76回審査会第 1 部会)	・ 第 4 回審議
令和 6 (2024) 年 10 月 25 日 (第77回審査会第 1 部会)	・ 第 5 回審議

栃木県行政不服審査会第 1 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
塚 本 純	宇都宮大学名誉教授	部会長
藤 田 昌 子	人権擁護委員	
美野輪 茂	元栃木県理事兼美術館長	部会長職務代理者
和 地 郁 枝	弁護士	

(五十音順)